

測量・建設コンサルタント業務の有資格者の皆様へ

国有林野事業における森林土木工事の調査・設計等業務においては、総合評価落札方式を含めた一般競争入札により実施しているところですが、極端な低価格による受注が行われた場合、業務や工事の品質確保への支障などが懸念され、適切な業務の履行が確保されないおそれがあることから、当局においては、次の措置を実施することとしましたので、お知らせいたします。

1 予定価格1千万円超えの業務において、低入落札者があった場合

低入札価格調査の調査月日等の公表について

低入落札者との契約終了後に当該森林管理局のホームページで公表します。

第三者による照査の義務付けについて

業務成果の内容等について、契約の相手方の照査実施後に第三者照査を契約の相手方の負担において実施することを義務付け、照査結果を確認します。

また、契約の相手方に、照査結果の報告時に第三者照査者の同席を求めます。

管理技術者の現場常駐について

現地調査等の屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務に配置された管理技術者が現場に常駐することを義務付けます。

また、管理技術者が事業所に「現地調査等日誌」を設置して作業内容を記録、押印することを義務付けます。

技術者の増員配置について

配置予定管理技術者とは別に、以下の①、②のすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、その旨が確認できる書面として、当該業務の予定管理技術者と増員担当技術者の「経歴書」及び「過去4年間の同種業務の実績一覧」を低入札価格調査の際に提出することとします。

その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合に

は、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とします。

なお、増員担当技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録することとします。

- ① 配置予定管理技術者の保有している業務実績件数について同種業務について同一件数以上の実績を有する者
- ② 配置予定管理技術者の保有している全ての資格を有している者

打合せへの出席について

業務実施上必要となる全ての打合せに、管理技術者と増員配置した技術者の出席を義務付けます。

品質証明書の提出について

当該業務の不備により森林管理局（署）に損害を与えた場合に受注者の責任において損害補填する旨を明記した、代表者の直筆署名による「品質証明書」を提出することとします。損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとします。

2 予定価格百万円超え 1 千万円以下の業務においても品質確保基準価格（低入札調査基準価格の算定方式に準じて算出）を設け、これを下回った場合

第三者による照査の義務付けについて

業務成果の内容等について、契約の相手方の照査実施後に第三者照査を契約の相手方の負担において実施することを義務付け、照査結果を確認します。

また、契約の相手方に、照査結果の報告時に第三者照査者の同席を求めます。

管理技術者の現場常駐について

現地調査等の屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務に配置された管理技術者が現場に常駐することを義務付けます。

また、管理技術者が事業所に「現地調査等日誌」を設置して作業内容を記録、押印することを義務付けます。

技術者の増員配置について

配置予定管理技術者とは別に、以下の①、②のすべての要件を満たす担当技術者を

1名配置することとし、その旨が確認できる書面として、当該業務の予定管理技術者と増員担当技術者の「経歴書」及び「過去4年間の同種業務の実績一覧」を当該業務を発注する森林管理局（署）長が定める日までに提出することとします。

その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とします。

なお、増員担当技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録することとします。

- ① 配置予定管理技術者の保有している業務実績件数について同種業務について同一件数以上の実績を有する者
- ② 配置予定管理技術者の保有している全ての資格を有している者

打合せへの出席について

業務実施上必要となる全ての打合せに、管理技術者と増員配置した技術者の出席を義務付けます。

品質証明書の提出について

当該業務の不備により森林管理局（署）に損害を与えた場合に受注者の責任において損害補填する旨を明記した、代表者の直筆署名による「品質証明書」を提出することとします。損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとします。

低入札調査調査について

実施しません。

- 3 平成23年度第3次補正予算により公告する該当調査・設計業務から実施します。